

# 秋田市農山村資源活用調査業務委託仕様書

## 1 委託業務名

秋田市農山村資源活用調査業務委託

## 2 業務の目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、人口密集地域を避けた感染リスクの少ない地域への人の流れが増加することが予想される。

本業務は、こうした社会変容を踏まえ、秋田市の農山村資源等を活用し、関係人口増加や地域活性化を図ることを目的として調査を実施するものである。

## 3 委託期間

契約締結日の翌日から令和3年3月17日まで

## 4 提出書類

受託者は、契約にあたり、以下の書類を発注者に提出すること。

- (1) 着手届
- (2) 管理技術者通知書および管理技術者の経歴書並びに資格証の写し
- (3) 照査技術者通知書および照査技術者の資格証の写し
- (4) 工程表

## 5 技術者の配置

- (1) 受託者は、まちづくりを含む地域計画業務の実務経験が豊かな者を技術者として適正に配置するとともに、本業務の内容について十分に熟知した高度の技術・知識および実績を有する者を管理技術者および照査技術者として配置するものとする。
- (2) 管理技術者および照査技術者は、技術士（建設部門（都市及び地方計画）又は総合技術監理部門（建設－都市及び地方計画））又はRCCM（都市計画及び地方計画）のいずれかの資格を有する者とする。
- (3) 管理技術者と照査技術者を兼務することはできない。

## 6 業務内容

### (1) 計画準備

本業務の目的、趣旨を把握したうえで、詳細な工程計画を検討・立案し、業務実施計画書を作成するものとする。

なお、業務実施計画書は、初回打ち合わせ後、14日以内に提出すること。

### (2) アフターコロナを見据えた社会的流動の動向調査

ア 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした社会変容に関する動向等の収集整理

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、仕事の仕方、商業取引、

居住地選択、余暇活動など、幅広い領域において、ICT化の加速や地方への関心が高まるなど、今までにない大きな変化が起きている。この新たな経済活動や生活形態について、政府の方針や有識者の見解等、最新の情報を収集し、また、社会変容の動向を把握することにより、これらの現状を分析した上で、将来予測を行う。

イ 新たな経済活動や生活形態の需要把握

政府の方針や有識者の見解等の収集整理を踏まえて、新たな経済活動や生活形態について、秋田市においてどのような需要があるか整理を行う。

(3) 秋田市の農山村資源等の発掘と活用策の検討

以下の事項について、本市と連携して行う。

ア 秋田市の農山村資源等の発掘

新たな農山村資源等を発掘するとともに、その活用が想定される地域を3箇所程度抽出し、現況を整理する。

イ 活用策の検討

抽出された農山村資源等を活用してどのように人の流れをつくるか、先進事例及び地域資源の状況などを踏まえて、活用策を検討する。

(4) 事業効果の検討

(3)を踏まえて発生する移住者、一時的な就業者、余暇人口等について、事業効果として関係人口を試算する。また、産業連関表などを活用して事業全体の経済効果を試算する。

(5) 打ち合わせ協議

業務の適正かつ円滑な遂行のため、発注者と受託者が密接な連絡調整を図るものとし、着手時、中間、成果品納入時の計3回程度打合せを実施するものとする。打合せ協議録は打合せ後速やかに作成・提出し、議事内容の確認を行うものとする。

(6) 情報収集等

受託者は、経済産業省、農林水産省をはじめとする関係府省庁が作成した資料や手引き等を参考にするとともに、国等の最新動向および他の地方公共団体の取組も含めた最新情報を収集・活用し、本業務に必要な調査、分析を行うものとする。

(7) 報告書の作成

上記の業務実績を取りまとめ、業務報告書を作成すること。

## 7 成果品

本業務で納入する成果品は、以下のとおりとする。

- |                               |    |
|-------------------------------|----|
| (1) 秋田市農山村資源活用調査業務報告書（A4版冊子）  | 5部 |
| (2) 同 電子データファイル（PDFおよびWord形式） | 一式 |

## 8 完了検査

受託者は、本業務の完了時に以下の書類を提出し、発注者の実施する完了検査を受けなければならない。

- (1) 業務完了報告書
- (2) 納品書

## 9 成果品の帰属

本業務における成果品は、原則としてすべて本市に帰属するものとし、受託者は、発注者の承諾を受けずに第三者に公表、譲渡および貸与してはならない。

## 10 その他

- (1) 本業務に際し、必要な一切の費用は当初の契約金額に含むものとする。
- (2) 受託者は、本業務の全部もしくは一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部委託についてあらかじめ本市の承認を得た場合は、この限りではない。
- (3) 受託者は本業務の遂行にあたり、関係法令等を遵守しなければならない。
- (4) 受託者は業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 業務遂行における安全管理については、万全の措置を講じなければならない。
- (6) 本仕様書に定めのない事項および疑義を生じた場合は、必要に応じて本市と受託者が協議のうえ、別途定めるものとする。
- (7) 受託者は、本市と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。